

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年 5月 12日
【発行者の名称】	株式会社ワカ製作所 (WAKA MANUFACTURING Co., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若林 佳之助
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目20番3号
【電話番号】	03-6635-5410
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山口 哲哉
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2023年6月2日に TOKYO PRO Market へ上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売り付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ワカ製作所 <a href="https://www.waka.co.jp/">https://www.waka.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期	第57期	第58期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高 (千円)	1,342,630	1,030,829	1,109,271
経常利益 (千円)	148,248	63,286	101,457
当期純利益又は当期純損失 (千円) (△)	125,967	△105,336	121,017
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	23,000	23,000	23,000
発行済株式総数 (株)	920,000	920,000	920,000
純資産額 (千円)	664,409	559,072	680,090
総資産額 (千円)	1,071,871	858,210	971,489
1株当たり純資産額 (円)	722.18	607.68	739.22
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 (△) (円)	136.921	△144.49	131.54
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.0	65.1	70.0
自己資本利益率 (%)	19.0	△17.2	19.5
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△2,771	122,599
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△50,644	△47,839
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△72,000	△52,000
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	—	225,373	271,915
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	84 〔7〕	85 〔8〕	81 〔10〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載

- しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
  5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
  6. 第56期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
  7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
  8. 第56期及び第57期の財務諸表については、双研日栄監査法人による監査は受けておりません。
  9. 第58期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、双研日栄監査法人により監査を受けております。
  10. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第58期の期首から適用しており、第58期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
  11. 2023年1月31日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いました。第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2 【沿革】

年 月	沿 革
1958年4月	東京都品川区旗の台にて若林製作所を創業
1964年5月	長野県東筑摩郡麻績村に麻績工場建設
1964年11月	株式会社ワカ製作所 設立 資本金 700 千円
1973年4月	長野県東筑摩郡明科町大字中川手に松本旧工場建設
1981年12月	東京都品川区旗の台に本社事務所建設
1982年10月	増資により資本金 23,000 千円となる
1990年4月	長野県東筑摩郡明科町明科七貴に松本現工場建設
1995年10月	長野県東筑摩郡麻績村に麻績新工場建設
1996年9月	ミリ波同軸コネクタ Vバンド・Kバンド量産開始
1998年3月	東京都新宿区南町に本社移転
2000年4月	ミリ波同軸コネクタ 1mm Wバンド量産開始
2013年3月	同軸コネクタで JAXA の認定を取得
2016年5月	東京都新宿区西新宿に本社事務所移転
2018年3月	大阪府大阪市淀川区に関西営業所開設
2019年12月	長野県安曇野市明科中川手の松本旧工場を売却

### 3 【事業の内容】

当社の事業は電子部品製造販売業の単一セグメントであり、セグメント別の記載は省略しておりますが、製品の用途ごとに、高周波事業、再生可能エネルギー事業、その他の事業（デジタルインターフェース・機械加工）で構成されております。

#### （1）高周波事業

高周波事業では、最高 145GHz までの高周波対応同軸コネクタ・ケーブル・アダプタや、アンテナ、フェーズシフタ（※1）、アッテネータ（※2）、ターミネータ（※3）等の同軸高周波コンポーネント、同軸導波管変換器（※4）などの導波管コンポーネント等を開発・製造しております。

これらの高周波部品は、無線通信機器や電子計測機器、光伝送装置、半導体製造装置、人工衛星、レーダー、医療機器、IoT 機器等に使用され、高周波の電気信号や電波を伝送する部品であるため低損失・低反射の高精度部品であることが求められます。

また、同軸インターフェースを備えたアンプやフィルタ、アップ/ダウンコンバータ（※5）などの RF モジュール（※6）を各種ラインナップしており、これらを組み合わせることによってお客様にて通信システム等の各種評価及び実験用の回路を構築できる他、これらを応用した高周波回路システムの設計・製造も行っており、次世代の高速通信システムの研究開発に貢献しております。

当社の磨き上げられた高度な設計技術、超精密加工技術及び卓越した組立加工技術により作り出される優れた高周波特性の高精度な製品は、とりわけミリ波帯（30GHz 以上）において他社差別化を実現しております。

また人工衛星搭載用同軸コネクタの分野においては、JAXA（宇宙航空研究開発機構）認定を取得しており、高い品質と信頼性を誇ります。

当社は「Beyond 5G/6G」に向けて、さらに高品質で高精度な高周波伝送路の開発に取り組んでおり、常に時代の先を行く先進技術開発に挑み続けています。

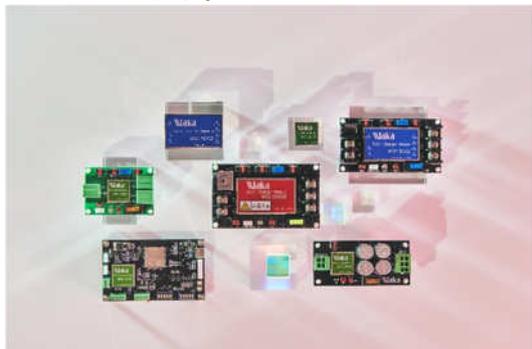


#### （2）再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業では、軽量で大容量が特徴であるリチウムイオン電池用高効率ソーラー充電モジュールの開発・製造をしております。

当社開発のソーラー充電モジュールは、MPPT 制御（※7）による高効率充電、特定小電力無線に影響を与えないローノイズ性能等を特長としており、非常用電源装置、ソーラーLED 街灯、水位計、工事用表示機等に使用されています。

また、ソーラーパネル、バッテリーを組み合わせた電源システム全体のソリューションの提案も行っております。

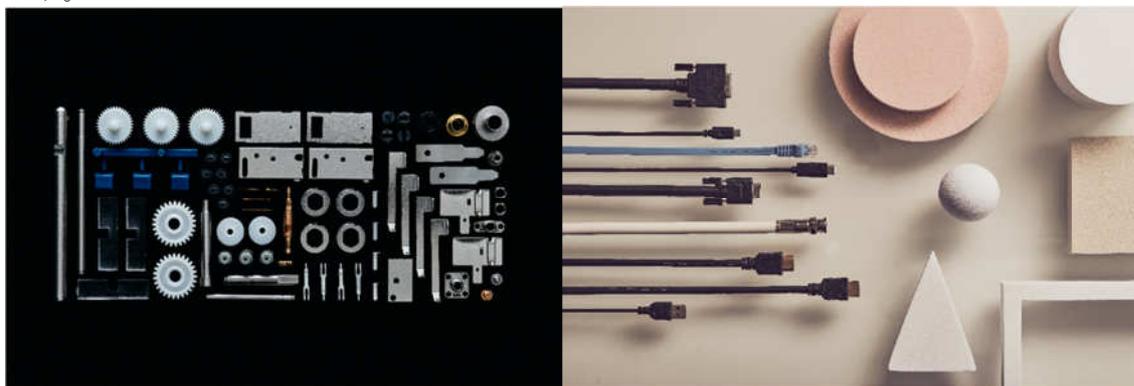


### (3) その他の事業

#### 機械加工事業・デジタルインターフェース事業

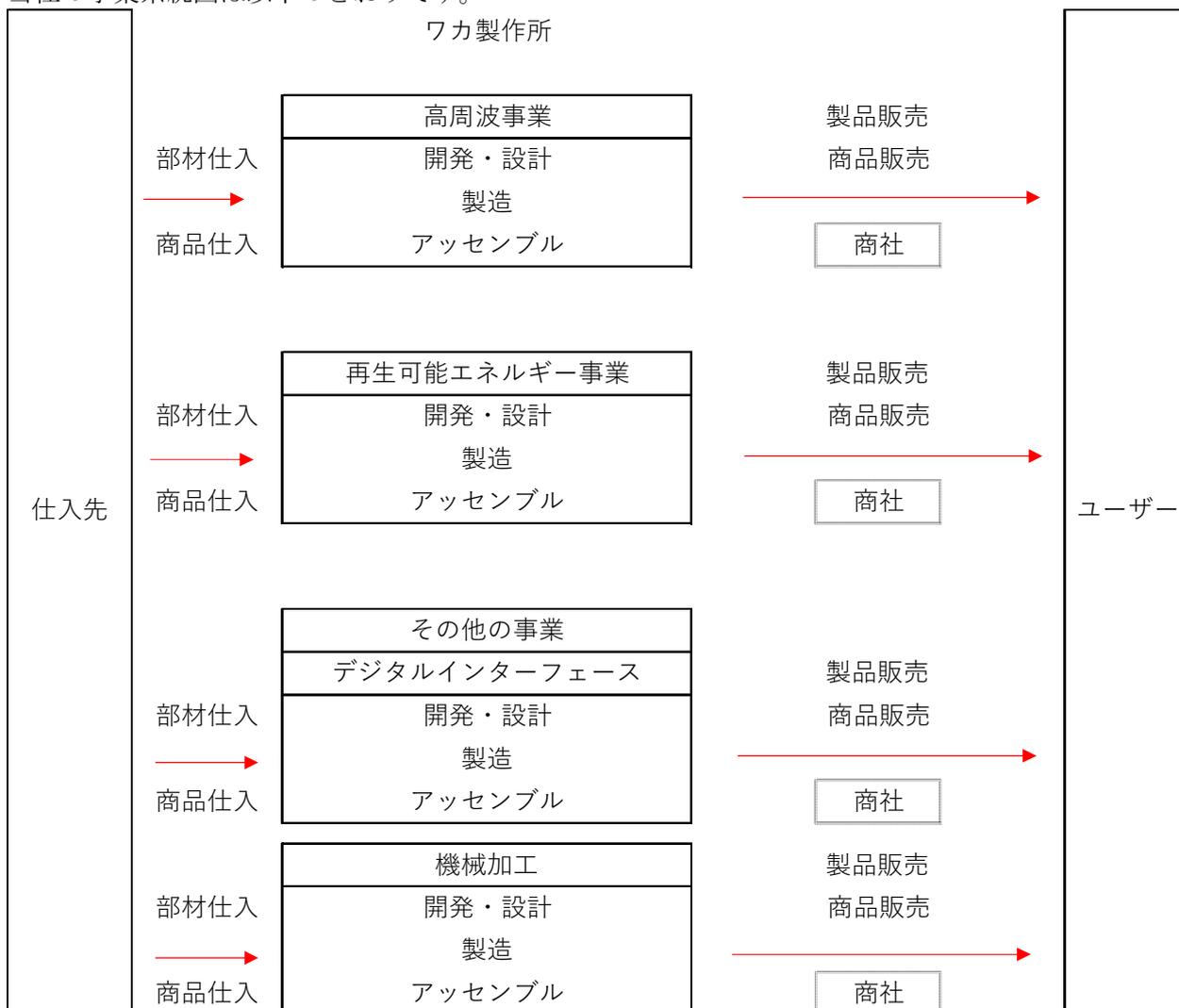
機械加工事業では、松本工場において、治工具、金型、省力化機器の設計製作を幅広く行っております。当社は、切削加工、樹脂射出成形加工等の部品製作から、電子回路設計、機械設計から部品加工、基板実装、組立まで一貫体制をとっております。

デジタルインターフェース事業では、弊社の機構設計技術と材料加工ノウハウを活かし、マシンビジョンカメラや画像検査装置、監視カメラ、リモートカメラなど、画像信号等の高速伝送用各種インターフェースコネクタ・ケーブル、コンポーネント、アッセンブリ品の開発・製造をしております。



- ※1 フェーズシフタ：位相器または位相調整器。電気長を変化させて信号の位相を調整する機器。
- ※2 アッテネータ：減衰器。抵抗によって信号を適切な信号レベルに減衰させるための部品。
- ※3 ターミネータ：終端器。機器の空きポートやケーブル端に接続して反射を防ぐ部品。
- ※4 同軸導波管変換器：同軸線路と導波管線路のアダプター。導波管とは金属の管の中を電波が伝送する伝送線路。
- ※5 アップ／ダウンコンバータ：周波数変換器。周波数ミキサーを用いて信号の周波数を変換する機器。
- ※6 RF モジュール：RF：Radio Frequency。無線通信回路を構成するアンプやフィルタなどの機能をモジュール化した部品。
- ※7 MPPT 制御：最大電力点追従制御。変化し続ける日照条件下でもソーラーパネルから得られる電力を最大限引き出すように常に監視しコントロールし続ける制御方式。

当社の事業系統図は以下のとおりです。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2023年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
81 [11]	51.3	14.1	3,749

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。

4. 当社は電子部品製造販売業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株による感染再拡大など依然として先行きが不透明な状況が継続しております。また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う地政学リスクの高まり、資源価格の高騰、世界的な半導体不足の長期化等も重大なリスク要因となっております。

当社は、当社製・商品が使用される半導体分野及び情報通信分野の高度化する市場ニーズへの対応を目指し、高周波対応同軸コネクタ・ケーブル等の開発・製造体制の強化を推進して参りました。

半導体分野においては、情報通信技術の普及に伴い5G、IoTなど幅広い用途で半導体の需要が急拡大したことに加え、世界的な半導体不足の解消に向けた積極的な設備投資が高水準で継続したことから、半導体製造装置市場は堅調に推移しております。

また、情報通信分野においては、各国にて通信事業者による5Gサービスが開始されていますが、ミリ波を利用したサービスは現状では限定的な展開に留まっています。一方、5G利活用の領域において、自動運転分野での活用に向けた研究開発やローカル5Gを利用したプライベートネットワーク構築に向けた調査や実証実験、及び次世代の通信規格である6Gに向けてテラヘルツ無線の研究開発が行われており、情報通信の高速・大容量化、無線通信の利用拡大に伴い、高周波の利用が広がる5G、6GやIoTに関わる通信機器及び通信計測の市場は、需要が緩やかに拡大しております。

半導体関連市場向けが好調であり、高速通信に関わる通信機器及び通信計測の市場向けが堅調だった結果、当事業年度の売上高は1,109百万円（前年同期比7.6%増）、営業利益は67百万円（同112.7%増）、経常利益は101百万円（同60.3%増）、当期純利益は121百万円（前年同期は105百万円の当期純損失）となりました。

なお、当社は電子部品製造販売業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度末と比べ46百万円増加し271百万円となりました。

また、当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、122百万円の収入となりました。これは、税引前当期純利益101百万円、減価償却費37百万円、売上債権の減少10百万円、棚卸資産の増加22百万円が主な要因です。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、47百万円の支出となりました。これは、有形固定資産の取得47百万円、が主な要因です。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、52百万円の支出となりました。これは、社債の償還52百万円が主な要因です。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当事業年度における生産実績は、次のとおりであります。なお、当社は電子部品製造販売業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
電子部品製造販売業	459,535	96.7

(注) 金額は製造費用によっております。

### (2) 受注実績

当事業年度における受注実績は、次のとおりであります。なお、当社は電子部品製造販売業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
電子部品製造販売業	1,317,773	117.5	314,132	148.6

(注) 金額は、受注価格によっております。

### (3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
電子部品製造販売業	1,109,271	107.6

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
岡本無線電機株式会社	168,199	16.3	233,790	21.1
アンリツ株式会社	156,917	15.2	154,876	14.0

## 3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりです。

### (1) 継続的な技術力強化

今後も通信の高速・大容量化、無線通信の利用拡大が進むことが見込まれる中で、最先端技術の市場が求める優れた高周波特性の製品を提供し続けるために、高周波伝送路の技術開発力の強化に継続的に取り組んでまいります。また、顧客へ提供する付加価値の向上に向けて、高品質な高周波伝送路技術を軸に技術領域の拡大に努めてまいります。

### (2) 生産性の向上

当社の主力事業である高周波事業は多品種少量生産への対応力を特色としておりますが、自動化・機械化への取り組み、情報技術の活用を通じて生産性を向上させることにより、さらな

る高付加価値化を推進してまいります。

### (3) 優秀な人材の確保

当社は、平均年齢が50歳を超えており、持続的な成長を実現するためには若く優秀な人材の確保が必須と考えております。営業・技術・製造・管理部門全ての分野で優秀な人材の確保に努めるとともに、人材の成長を促進して企業の持続的成長を目指してまいります。

### (4) 内部管理体制の強化

当社は持続的な成長を実現できる確かな経営基盤を確立するために業務運営管理やリスク管理、コンプライアンス体制をはじめとする内部管理体制の強化に努めてまいります。各部門の内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、内部統制の実効性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

## 4 【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、重要であると考えられる事項につきましては、積極的な情報開示の観点から以下に示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本書の利用にあたりましては、本項の記載事項をご精読いただき、十分にご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、文中の将来に関する事項は、当発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 経済動向の変化に関するリスク

経済や市場状況の変化、技術革新などの外的な要因は、当社が展開する事業の収益に影響を及ぼし、財政状態及び経営成績に大きな変動をもたらす可能性があります。

### (2) 特定市場への依存に関するリスク

当社の主たる事業領域である高周波事業は、変動の激しいエレクトロニクス業界の需要動向に左右されます。IoT、無線通信、マイクロ波応用等、近縁市場への事業拡大を図り、需要の変動に対応可能な体制の構築に取り組んでおりますが、現状では特に通信業界及び半導体業界への依存度が高く、その市場動向によって当社の業績が影響を受ける可能性があります。

### (3) 大口顧客からの受注動向に関するリスク

当社は、新規顧客及び量産案件の獲得、海外販売の拡大等に取り組んでおりますが、現状では国内大口顧客上位2社からの受注が全受注の3割以上を占めており、その受注量に影響を受ける可能性があります。

### (4) 製品の需要変動に関するリスク

当社は、受注生産の徹底による在庫の適正化、生産性の向上や業務の効率化・合理化に取り組んでおりますが、当社の主たる事業領域である高周波事業では、顧客の部品先行手配で実態経済と乖離する需要が発生することがあり、また顧客各社の開発予算・開発スケジュールの変更等で急激に需要が減少することもあります。これらへの対応次第で在庫リスクとなる可能性があります。

一方、需要が当社予測を急激かつ大幅に上回り、生産体制が追い付かない場合には、納期遅延による販売機会逸失の可能性があります。

### (5) 新製品開発に関するリスク

当社は高い技術力により開発された最先端の製品とサービスをいち早く提供することで顧客価値の向上に努めておりますが、主たる事業領域である高周波事業は技術革新のスピードが速く、顧客製品のライフサイクル、市場変化や技術革新への対応遅れで、販売機会を失う可能性

があります。

また、開発した新製品が想定に比べて顧客に受け入れられない可能性があります。これらの場合、企業経営に影響が出る可能性があります。

(6) 製品の不具合に関するリスク

当社は、ISO9001 の認証を取得し、製品の設計・開発から製造・サービス・保守に至るまでの一貫した品質管理を展開していますが、予期していない製品の不具合が発生し、品質・信頼性に係る重大な問題が起こった場合、顧客への多額の損害賠償金や売上の減少等の影響が出る可能性があります。

(7) 災害に関するリスク

当社は、地震・火災・台風・洪水・火山の噴火をはじめとする災害に対して、BCP を策定するなどリスクの低減に努めておりますが、これらの災害が発生した場合、事業活動、特に工場における生産活動に影響を受ける場合があります。

これらの災害に対しては企業財産包括保険をかけておりますが、起こり得る全ての事象に対してカバーされているわけではなく、受け取る保険金が十分ではない可能性があります。

(8) 感染症に関するリスク

当社では、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の急激な拡大に対し、情報収集と必要な対応を行い、リスクの低減に努めておりますが、当社の事業活動、特に工場における生産活動及び物流の状況に影響を受ける可能性があります。

(9) 製品の供給に関するリスク

当社は、部材等の安定調達を目指して、取引先との強固な関係構築に努めるとともに、部品調達リスクを速やかに把握する仕組み作りや、戦略的な部品在庫の確保などの対策を講じておりますが、部品・材料メーカーからの供給が滞った場合、生産に支障をきたす可能性があります。

(10) 少数による管理運営リスク

当社の取締役会は、取締役 3 名、監査役 1 名と取締役会設置会社として最低限の人数で行われております。人材の確保及び育成に取り組んでおるものの現状では代替可能な人材が不足しており、経営陣の突然の退任は、管理運営上のリスクを伴う可能性があります。

(11) 特定人物への依存に関するリスク

当社代表取締役社長である若林佳之助は、当社の経営方針及び事業戦略の立案・遂行等、多岐にわたり当社において重要な役割を果たしております。

当社では権限委譲を進めると共に、役員及び幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 知的財産に関するリスク

当社は、的財産権の適正な使用、契約条件の明確化等により紛争の発生を未然に防ぐよう努めておりますが、技術情報を秘匿するため敢えて特許などの知的財産権を取得していない場合があります。また、他者が類似製品を製造することを効果的に防止できない可能性があります。

また、当社の製造する製品、または使用している技術が他者の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。

(13) 情報セキュリティに関するリスク

当社は、事業活動を行ううえで、顧客及び取引先、株主、従業員などすべての関係者の情報を適切に保護することが社会的責務であり、また、情報資産が当社グループ及びすべての関係

者にとって重要な財産であると認識しており、サイバー攻撃に備え、ネットワーク環境の監視や、定期的に従業員への情報セキュリティ教育を行うなどのセキュリティ対策を実施しておりますが、サイバー攻撃を受けた場合、当社のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材に関するリスク

当社は、従業員 100 名未満の小規模組織となっております。また、2023 年 4 月末時点での平均年齢は 51 歳 3 ヶ月と高齢化が進んでおります。

今後の業容拡大に対応するため、人材の確保及び育成を経営上の重要な課題として取り組んでおりますが、人材の確保が予定通り進まなかった場合、または人材の流出があった場合は、業務執行体制や内部管理体制が有効に機能しなくなり、当社の事業展開に支障が生じ、当社の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 訴訟に関するリスク

当社は、事業に関わる各種法令を遵守するとともに、知的財産権の適正な使用、契約条件の明確化、相手方との協議の実施等により紛争の発生を未然に防ぐよう努めています。

現在当社に重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されていません。しかしながら、重大な訴訟等が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響をもたらす可能性があります。

(16) 繰延税金資産に関するリスク

当社は、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しています。

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する見積りを含めた予測等に基づいており、実際の結果が予測と異なる可能性があります。

将来の課税所得の見積りに基づく税金負担の軽減効果が得られないと判断された場合、当該繰延税金資産は取り崩され、当社の財政状態及び経営成績に影響をもたらす可能性があります。

(17) 配当政策に関するリスク

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益配当を実現することを基本方針としておりますが、現状は配当を行っておりません。

今後は、内部留保を積み上げ、将来的な経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への配当を目指していく方針であります。

(18) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと

- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他当社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること  
また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

#### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第 311 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

#### ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による

報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
  - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
    - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
    - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
    - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
    - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
    - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
    - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
  - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
  - c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業

の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使するこ

とができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

エレクトロニクス業界の技術進歩に伴い、コネクタ技術面においても「高周波化」「高性能化」「高品質化」「経済性」への要求が高まっております。

当社はこれらの要求に答えるべく、各事業において、次のような製品開発を行っております。

(1) 高周波事業

主にミリ波帯を使用する高速通信関連市場向けに、基板搭載型同軸コネクタ・多極同軸コネクタ・低ロスケーブル・ミリ波フレキシブルケーブル・導波管コンポーネント・RF ミニモジュール、RF 回路システム等を開発するとともに、6G を見据え、145GHz 用 0.8mm コネクタ製造技術・100GHz 超の伝送路に関する研究を行っております。

(2) 再生可能エネルギー事業

ソーラー充電モジュールの低ノイズ性能を活かした IoT 機器への適応技術や、リチウムイオンバッテリー独立電源システムの開発を行っております。

(3) その他の事業

デジタルインターフェースでは、マシンビジョン市場・画像利用市場向けの製品開発を行っております。

機械加工では、高周波事業の高難度部材加工の研究を行っております。

なお、当社の当事業年度における研究開発費は 17 百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、公表日現在において当社が判断したものであります。

## (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第6【経理の状況】【財務諸表等】【注記事項】1. 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において用いられる見積りにより、当社の財務諸表に大きな影響を及ぼします。

### ① 棚卸資産の評価

当社は、棚卸資産を総平均法による原価法で測定しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味売却価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、簿価の切り下げが必要となる可能性があります。

### ② 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき、認められる額を計上しております。当社は、繰延税金資産の計上にあたり、今後の事業計画及び将来減算（加算）一時差異の解消スケジュール等を基にいわゆるタックス・プランニングを検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果将来実現が困難と判断される繰延税金資産については、評価性引当額を計上しております。将来の業績及び課税所得実績の変動により、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 固定資産の減損

当社は、収益性の低下や時価の下落といった兆候の見られる固定資産につきましても、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて減損処理を実施しております。

将来の収益性の低下や時価の下落等により、これら固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 財政状態の分析

### (流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ49百万円増加し、648百万円となりました。これは主に、「現金及び預金」が46百万円、「棚卸資産」が22百万円増加し、「受取手形、電子記録債権及び売掛金」が10百万円減少したことによるものであります。

### (固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末に比べ63百万円増加し、323百万円となりました。これは主に、「有形固定資産」が19百万円増加し、「投資その他の資産」で繰延税金資産が53百万円増加したことによるものであります。

### (流動負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べ30百万円増加し、230百万円となりました。これは主に、「未払法人税等」が30百万円、「1年内償還予定の社債」が10百万円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末に比べ37百万円減少し、61百万円となりました。これは主に、「社債」が42百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ121百万円増加し、680百万円となりました。これは「当期純利益」を121百万円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2023年6月2日)から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であり、十分であると認識しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施いたしました設備投資は総額 47 百万円です。その主なものは以下のとおりであります。

当事業年度中に取得した主要設備

- ・本社 フリーアドレス化工事 3 百万円
- ・本社 ミリ波コントローラ 9 百万円
- ・麻績工場 端末加工機 20 百万円
- ・麻績工場 サーボプレス 3 百万円

なお、当事業年度中に実施いたしました重要な設備の除却、売却等はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

2022 年 9 月 30 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都 新宿区)	統括業務施 設及び研究 開発施設	10,218	21,038	—	28,773	60,031	32
麻績工場 (長野県 東筑摩郡 麻績村)	電子部品 生産設備	38,785	28,072	30,426 (2,076)	3,498	100,783	28 (10)
松本工場 (長野県 安曇野市)	電子部品 生産設備	0	0	58,642 (7,520)	848	59,491	20

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、車両運搬具の合計額です。

3. 従業員数の( )は、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含みます。)を外書しております。

4. 上記のうち、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都 新宿区)	建物 (事務所)	22,889

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
松本工場 (長野県 安曇野市)	工場土地建物	82,000	—	自己資金	2022. 12	2023. 9	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については合理的な算出が困難であるため記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)	売却予定金額 (千円)	売却予定年月
松本工場 (長野県 安曇野市)	現松本工場 土地建物売却	58,642	120,000	2023. 4

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2022年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年5月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,680,000	2,760,000	46,000	920,000	非上場	単元株式数 100株
計	3,680,000	2,760,000	46,000	920,000	—	—

- (注) 1. 当社は2023年1月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は874,000株増加し、920,000株となっております。
2. 当社は、2023年1月31日付で定款を変更しており、発行可能株式総数は同日より3,450,000株増加し、3,680,000株となっております。
3. 2023年1月30日の株主総会決議に基づき、1単元を100株とする単元制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
1982年10月	23,600	46,000	11,800	23,000	—	—
2023年1月	874,000	920,000	—	23,000	—	—

(注) 2023年1月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割しております。

## (6) 【所有者別状況】

2023年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	—	—	—	1	1	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	9,200	9,200	—
所有株式数 の割合（%）	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
若林佳之助	東京都世田谷区	920,000	100.00
計	—	920,000	100.00

(注) 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 920,000	9,200	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	920,000	—	—
総株主の議決権	—	9,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針に則り、総合的に判断した結果、内部留保の充実に重点を置くことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、配当は実施しておりません。

内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開資金等に充当しております。

なお、当社は、中間及び期末に剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

#### 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

#### 5 【役員の状況】

男性 4名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	若林佳之助	1975年 8月30日	1998年4月 三菱電機(株)入社 2005年10月 当社入社 2007年10月 当社取締役就任 2009年10月 当社専務取締役就任 2011年9月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)2	(注)4	920,000
取締役		清水毅彦	1958年 12月23日	1981年4月 リズム時計工業(株)入社 1984年11月 中島ホールディングン(株)入社 1996年3月 当社入社 2010年1月 当社松本工場長兼麻績工場長 2011年4月 当社製造部長 2018年1月 当社製造統括部長 2021年10月 当社製造本部長(現任) 2021年12月 当社取締役就任(現任)	(注)2	(注)4	-
取締役		山口哲哉	1971年 9月3日	1996年4月 日産アルティア(株)入社 2001年9月 (株)アルバック入社 2012年9月 当社入社 2021年2月 当社管理部長(現任) 2021年12月 当社取締役就任(現任)	(注)2	(注)4	-
監査役		白木恒彦	1954年 6月6日	1977年4月 (株)住友銀行入行 1997年4月 同行銀座支店長 2001年4月 同行東京第二ブロック長 2002年4月 同行東京営業部長 2005年1月 鉦研工業(株)執行役員就任 2012年6月 同社常勤監査役就任 2015年6月 同社取締役(監査等委員)就任 2019年6月 同社顧問就任 2021年11月 当社監査役就任(現任)	(注)1 (注)3	(注)4	-
計							920,000

- (注) 1. 監査役白木恒彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2023年1月30日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
3. 監査役の任期は、2023年1月30日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。
4. 2022年9月期における役員報酬の総額は37,100千円を支給しております。
5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率化の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、4名で構成されております。

職名	氏名
営業部長	田口 泰彦
技術部長	福田 裕実
松本工場長	山本 寿彦
麻績工場長	桑原 正一

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

#### ① 企業統治の体制

##### a. 企業統治の体制の概要

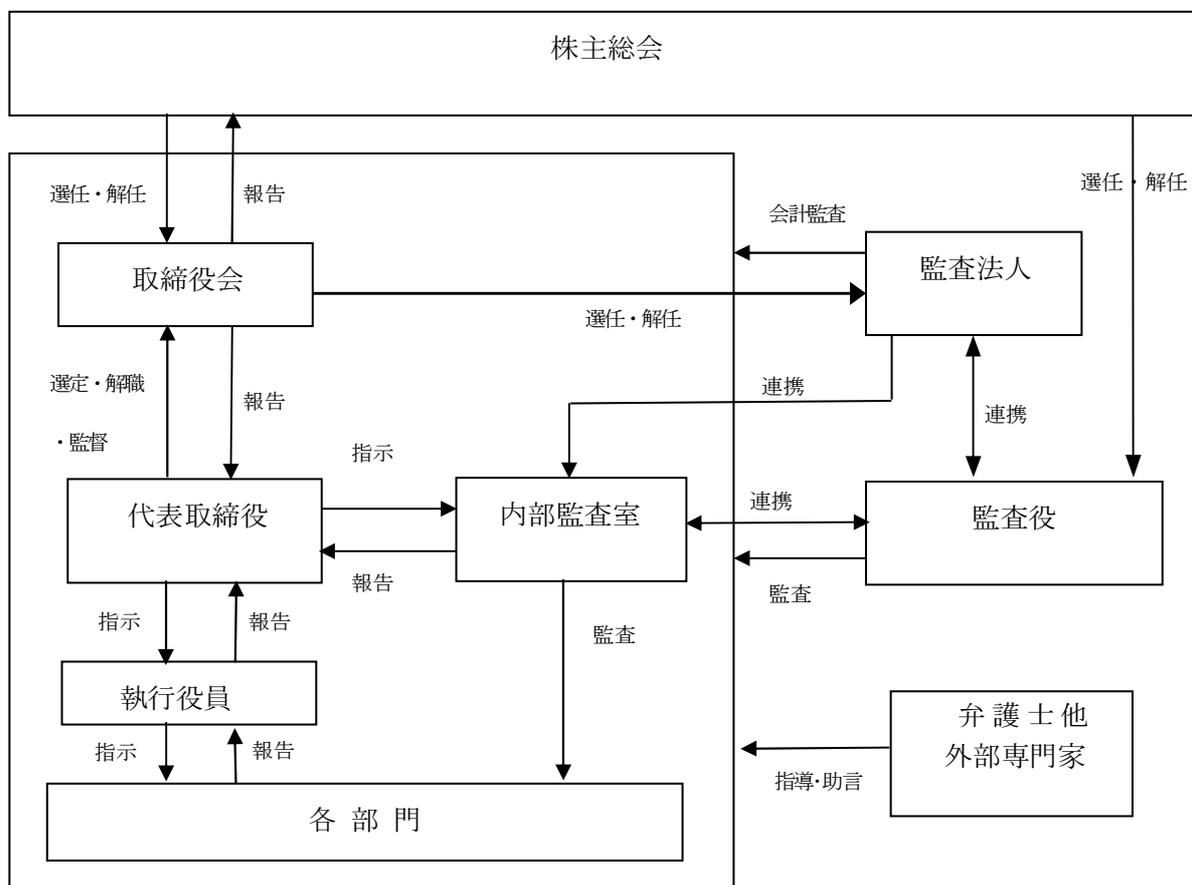
当社は、取締役会、監査役を設置するとともに、業務執行の効率化の実現を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。これら各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治体制を採用しております。

取締役会は、取締役3名で構成されております。定時取締役会は原則毎月1回開催しており、監査役も出席し取締役の業務執行を監視しております。

監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

執行役員制度については、当社は、戦略的意思決定・監督機能を取締役の役割とする一方、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで、双方の機能を強化することを狙いとして、執行役員制度を導入しており、4名の執行役員がその職務を担っております。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い、業務執行を行っております。執行役員の任期は1年となっております。

##### b. 会社の機関・内部統制の模式図



### c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

#### ② 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、毎期監査計画を策定し、その監査計画に従って、業務監査及び会計監査を実施するとともに、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。また、必要に応じて監査役・監査法人との連携を図り、効率的な監査の実施に努めております。

また、監査役監査につきましては、社外監査役1名で実施しております。その状況につきましては、「① 企業統治の体制 a. 企業統治の体制の概要」に記載しております。

#### ③ 会計監査の状況

会計監査は、双研日栄監査法人に依頼しており、定期的な会計監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

指定社員 業務執行社員 村田 俊祐

指定社員 業務執行社員 淡路 洋平

(注) 継続監査年数は7年を超えておりません。

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名その他2名であります。

#### ④ 役員の報酬等

##### a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を 除く。)	41,200	33,800	—	—	7,400	4
監査役 (社外監査役を 除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	3,573	3,300	—	—	273	1

(注) 上記退職慰労金の額は、役員退職慰労引当金の当期計上分であります。

##### b. 発行者の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

##### c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

##### d. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬限度額については、2023年1月30日開催の臨時株主総会において年額60,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、その配分方法は取締役会一任とする旨決議されております。

また、監査役の報酬限度額については、2023年1月30日開催の臨時株主総会において年額5,400千円以内とする旨決議されております。

#### ⑤ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は2名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役及び監査役の選任の決議要件の内容

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑧ 中間配当

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年3月末日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨及び責任限定について定款に定めております。

⑨ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件の内容

当社は会社法第309条第2項の定めによる決議は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	7,000	—
計	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の財務諸表について、双研日栄監査法人の監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表 について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	225,373	271,915
受取手形	19,658	11,897
電子記録債権	20,255	16,006
売掛金	158,383	159,627
商品及び製品	31,852	32,928
仕掛品	21,135	15,993
原材料及び貯蔵品	99,399	126,319
前払費用	4,876	4,739
その他	19,581	10,333
貸倒引当金	△1,581	△1,500
流動資産合計	598,934	648,261
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 46,923	※2 46,689
構築物（純額）	2,705	2,314
機械及び装置（純額）	※4 42,013	※4 49,111
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	※4 20,405	※4 33,120
土地	※2 89,069	※2 89,069
有形固定資産合計	※1 201,116	※1 220,305
無形固定資産		
ソフトウェア	※4 12,503	※4 7,683
無形固定資産合計	12,503	7,683
投資その他の資産		
出資金	2,160	2,160
差入保証金	9,581	7,981
保険積立金	22,856	24,291
長期前払費用	5,663	2,201
繰延税金資産	5,394	58,603
投資その他の資産合計	45,656	95,238
固定資産合計	259,275	323,228
資産合計	858,210	971,489

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	34,097	31,528
短期借入金	※2 ※3 70,000	※2 ※3 70,000
1年内償還予定の社債	※2 52,000	※2 42,000
未払金	14,625	18,714
未払費用	10,253	9,146
未払法人税等	348	31,022
前受金	662	—
契約負債	—	2,441
預り金	5,100	5,101
賞与引当金	12,929	20,150
流動負債合計	200,016	230,104
固定負債		
社債	※2 46,500	※2 4,500
役員退職慰労引当金	49,621	53,795
その他	3,000	3,000
固定負債合計	99,121	61,295
負債合計	299,137	291,399
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,000	23,000
利益剰余金		
利益準備金	12,500	12,500
その他利益剰余金		
別途積立金	83,407	83,407
繰越利益剰余金	440,165	561,183
利益剰余金合計	536,072	657,090
株主資本合計	559,072	680,090
純資産合計	559,072	680,090
負債純資産合計	858,210	971,489

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高		
製品売上高	855,151	878,664
商品売上高	175,075	223,263
その他売上高	601	7,343
売上高合計	1,030,829	1,109,271
売上原価		
製品売上原価		
製品期首棚卸高	16,262	10,667
当期製品製造原価	487,782	464,020
合計	504,044	474,688
製品期末棚卸高	10,667	11,603
製品売上原価	493,376	463,084
商品売上原価		
商品期首棚卸高	30,409	21,184
商品仕入高	130,575	130,882
合計	160,985	152,067
商品期末棚卸高	21,184	21,324
他勘定振替高	13,546	—
商品売上原価	126,253	130,742
売上原価合計	619,630	593,827
売上総利益	411,199	515,444
販売費及び一般管理費	※1 ※2 379,621	※1 ※2 448,276
営業利益	31,577	67,167
営業外収益		
受取利息	4	6
為替差益	4,688	22,795
補助金収入	25,640	10,750
その他	3,303	2,312
営業外収益合計	33,635	35,865
営業外費用		
支払利息	1,256	1,138
信用保証料	668	436
その他	2	—
営業外費用合計	1,927	1,575
経常利益	63,286	101,457
特別損失		
減損損失	※3 159,549	—
その他	9,210	—
特別損失合計	168,760	—

税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△105,474	101,457
法人税、住民税及び事業税	5,256	33,650
法人税等調整額	△5,394	△53,209
法人税等合計	△137	△19,559
当期純利益又は当期純損失 (△)	△105,336	121,017

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	229,832	48.4	218,986	47.7
II 労務費		178,087	37.5	182,392	39.7
III 経費		67,292	14.1	58,156	12.6
当期総製造費用		475,212	100.0	459,535	100.0
期首仕掛品棚卸高		20,157		21,135	
合計		495,370		480,670	
期末仕掛品棚卸高		21,135		15,993	
他勘定振替高	※2	△13,546		656	
当期製品製造原価		487,782		464,020	

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
外注加工費 (千円)	1,476	1,929
水道光熱費 (千円)	8,938	10,617
修繕費 (千円)	6,509	4,525
開発費 (千円)	6,425	6,945
減価償却費 (千円)	16,245	8,654

※2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
商品 (千円)	△13,546	—
工具器具及び備品 (千円)	—	1,091
研究開発費 (千円)	—	△435

(原価計算の方法)

当社の原価計算は実際原価による総合原価計算を採用しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	23,000	12,500	83,407	545,502	641,409	664,409	
当期変動額							
当期純利益又は 当期純損失 (△)				△105,336	△105,336	△105,336	
当期変動額 合計	—	—	—	△105,336	△105,336	△105,336	
当期末残高	23,000	12,500	83,407	440,165	536,072	559,072	

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	23,000	12,500	83,407	440,165	536,072	559,072	
当期変動額							
当期純利益又は 当期純損失 (△)				121,017	121,017	121,017	
当期変動額 合計	—	—	—	121,017	121,017	121,017	
当期末残高	23,000	12,500	83,407	561,183	657,090	680,090	

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2020年10月1日	(自	2021年10月1日
	至	2021年9月30日)	至	2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		△105,474		101,457
減価償却費		36,798		37,097
減損損失		159,549		—
賞与引当金の増減額(△は減少)		△34,978		7,221
役員退職慰労金引当金の増減額(△は減少)		3,500		4,173
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		367		△81
受取利息		△4		△6
投資有価証券売却損益 (△は益)		△605		—
支払利息		1,256		1,138
支払保証料		668		436
為替差損益 (△は益)		△3,113		△23,886
有形固定資産除却損		1,739		—
売上債権の増減額 (△は増加)		△47,202		10,765
棚卸資産の増減額 (△は増加)		13,043		△22,854
その他の流動資産の増減額 (△は増加)		△16,292		9,489
仕入債務の増減額 (△は減少)		5,263		△2,569
その他の流動負債の増減額 (△は減少)		963		4,762
その他の固定負債の増減額 (△は減少)		3,000		—
小計		18,479		127,144
利息及び配当金の受取額		4		6
利息及び保証料の支払額		△1,924		△1,575
法人税等の支払額		△19,330		△2,976
営業活動によるキャッシュ・フロー		△2,771		122,599
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△46,348		△47,557
無形固定資産の取得による支出		△4,189		△2,310
投資有価証券の売却による収入		2,845		—
その他		△2,951		2,027
投資活動によるキャッシュ・フロー		△50,644		△47,839
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (△は減少)		△15,000		—
社債の償還による支出		△57,000		△52,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		△72,000		△52,000
現金及び現金同等物に係る換算差額		2,792		23,782
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△122,622		46,542
現金及び現金同等物の期首残高		347,996		225,373
現金及び現金同等物の期末残高		※1 225,373		※1 271,915

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械及び装置、車両運搬具 2～10年

工具、器具及び備品 3～10年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主に高周波同軸コネクタの製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、これらの製品の国内取引については原則として出荷時から顧客による検収までの期間が通常の間であることから、収益認識に関する会計基準に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷基準にて収益を認識しております。

海外取引については、国際規定に定められた貿易取引条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

## 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか追わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産	5,394	58,603

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づき課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産として計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境等を考慮した事業計画を基礎としておりますが、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異等の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。

ただし、収益認識基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。なお、収益認識基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社は、当事業年度末時点で入手可能な外

部の情報等を踏まえて、今後、一定期間にわたり当該影響が継続するという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っています。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	823,962千円	852,330千円

注. 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
建物	26,129千円	—
土地	85,917千円	—
計	112,047千円	—

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
短期借入金	40,000千円	—
一年内償還予定の社債	45,000千円	—
社債	35,000千円	—
計	120,000千円	—

前事業年度において、上記資産には取引金融機関に関わる根抵当権が設定されておりましたが、当事業年度において、担保としての根抵当権を全て解除したため、担保に供している資産及び担保付債務はありません。

※3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
当座貸越極度額	180,000千円	180,000千円
借入実行残高	40,000千円	40,000千円
差引額	140,000千円	140,000千円

※4 圧縮記帳

国庫補助金等により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
機械及び装置	58,993千円	58,993千円
工具、器具及び備品	11,210千円	11,210千円
ソフトウェア	3,741千円	3,741千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 18%、当事業年度 23%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 82%、当事業年度 77%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020 年 10 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
給料	172,082 千円	167,385 千円
役員退職慰労引当金繰入額	9,700 千円	7,673 千円
貸倒引当金繰入額	367 千円	△81 千円
支払手数料	37,744 千円	56,237 千円
研究開発費	8,706 千円	10,677 千円
減価償却費	20,552 千円	28,442 千円
賞与引当金繰入額	7,241 千円	11,284 千円
退職給付費用	4,107 千円	7,905 千円

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020 年 10 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
研究開発費	15,132 千円	17,623 千円

※3 減損損失

前事業年度 (自 2020 年 10 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	減損損失金額
松本工場 (長野県安曇野市)	電子部品製造設備	建物	115,992 千円
		機械及び装置	6,362 千円
		工具、器具及び備品	1,663 千円
		土地	35,601 千円
			159,549 千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

松本工場については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) グルーピングの方法

当社は、原則として、事業用資産については、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については主に固定資産税評価額を基礎として算定しております。

当事業年度 (自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	46,000	—	—	46,000
合計	46,000	—	—	46,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	46,000	—	—	46,000
合計	46,000	—	—	46,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	225,373 千円	271,915 千円
現金及び現金同等物	225,373 千円	271,915 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、設備投資等を行うために必要な資金を銀行等からの借入及び社債の発行により調達しております。一時的な余剰資金は、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動による市場リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則1ヵ月以内の支払期日であります。

借入及び社債の償還日は決算日後、最長で決算日後1年5ヶ月であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、管理部門が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延の恐れのある時は、営業部門と連携し、速やかに適切な措置を講じております。

② 市場リスク（為替や金利変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、決済期日及び残高を管理するとともに、早期に決済し、残高を抑えることで為替変動による市場リスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、社内の各部署からの情報に基づき、管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債(1年内償還予定の社債を含む)	98,500	98,265	△234
負債計	217,571	217,336	△234

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる当該金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
出資金	2,160

当事業年度（2022年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債(1年内償還予定の社債を含む)	46,500	46,432	△67
負債計	46,500	46,432	△67

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等で、当該金融商品の貸借対照表計上額

区分	当事業年度(千円)
出資金	2,160

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	225,373	—	—	—
受取手形	19,658	—	—	—
電子記録債権	20,255	—	—	—
売掛金	158,383	—	—	—
合計	423,670	—	—	—

当事業年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	271,915	—	—	—
受取手形	11,897	—	—	—
電子記録債権	16,006	—	—	—
売掛金	159,627	—	—	—
合計	459,447	—	—	—

(注2) 社債及びその他の有利子負債の決算日の返済予定額  
前事業年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	70,000	—	—	—	—	—
社債	52,000	42,000	4,500	—	—	—
合計	122,000	42,000	4,500	—	—	—

当事業年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千 円)
短期借入金	70,000	—	—	—	—	—
社債	42,000	4,500	—	—	—	—
合計	112,000	4,500	—	—	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内償還 予定の社債を含 む)	—	46,432	—	46,432
負債計	—	46,432	—	46,432

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

種 類	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
株式	2,845	605	—
合計	2,845	605	—

当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度(中退共)を採用しております。

当社は、2022年4月に中小企業退職金共済制度(中退共)の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)8,038千円、当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)14,363千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	4,341千円	6,766千円
役員退職慰労引当金	16,662千円	18,064千円
減損損失	53,576千円	50,523千円
資産除去債務	2,686千円	3,223千円
その他	980千円	4,228千円
繰延税金資産小計	78,248千円	82,806千円
評価性引当額	△72,854千円	△24,202千円
繰延税金資産計	5,394千円	58,603千円

(注) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は、減損損失に係る評価性引当額の減少によるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失であるため 注記を省略しております。	34.59%
法人税額の特別控除		△4.56%
評価性引当額の増減		△47.95%
住民税均等割		0.69%
中小法人等に係る軽減税率		△0.65%
その他		△1.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		△19.27%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自2020年10月1日至2021年9月30日)

当社は事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自2021年10月1日至2022年9月30日)

当社は事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りであります。

(単位：千円)

	電子部品製造販売業
主要な財又はサービスのライン	
高周波事業	922,045
再生エネルギー事業	10,195
その他の事業	169,686
顧客との契約から生じる収益	1,101,927
その他の収益	7,343
外部顧客への売上高	1,109,271

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃料収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	198,296
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	187,531
契約負債（期首残高）	662
契約負債（期末残高）	2,441

契約負債は、主に顧客からの前受金及び賃料収入の前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 662 千円であります。当事業年度において契約負債が 1,779 千円増加した理由は前受金の受取（契約負債の増加）であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が 1 年以内の契約のため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、電子部品製造販売業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020 年 10 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・商品の区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高
岡本無線電機株式会社	168,199
アンリツ株式会社	156,917

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度（自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・商品の区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	東南アジア	北米	中国	その他	合計
998,285	42,899	30,841	18,420	18,823	1,109,271

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高
岡本無線電機株式会社	233,790
アンリツ株式会社	154,876

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、電子部品製造販売業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】  
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人に限る。）等  
前事業年度（自 2020 年 10 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 び主要 株主	若林 佳之助	—	—	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接 100.00	債務被保証 (注)	債務被保証 (注)	90,000	借入金及 び社債	90,000

(注) 当社は金融機関借入について、代表取締役社長若林佳之助から債務保証を受けておりました。  
取引金額については、被保証債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは  
行っておりませんでした。

当事業年度(自 2021 年 10 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

(単位：円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	607.68	739.22
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	△114.49	131.54

- (注) 1. 当社は、2023年1月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割をおこなっておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当期純利益 又は当期純損失(△)(千円)	△105,336	121,017
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△105,336	121,017
普通株式の期中平均株式数(株)	920,000	920,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

当社は、2023年1月30日開催の定時株主総会決議より定款の変更を行い、2023年1月31日付で、株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行いました。

(1) 株式分割の目的及び単元制度導入の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、1単元を100株とすることで、株式の流動性の向上と資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年1月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき20株の割合をもって分割致しました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	46,000株
今回の分割により増加する株式数	874,000株
株式分割後の発行済株式総数	920,000株
株式分割後の発行可能株式総数	3,680,000株

③ 分割の日程効力発生日 2023年1月31日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株と致しました。

2. 重要な固定資産の譲渡について

当社は、2022年9月15日開催の取締役会で当社が保有する固定資産を譲渡することを決議し、2023年4月3日に、以下の通り固定資産を譲渡致しました。

(1) 譲渡の理由

資産効率および財務体質の向上を図るため、当社の保有する資産を譲渡することと致しました。

(2) 譲渡資産の内容

① 資産の名称及び所在地

建物：4,180 m<sup>2</sup>（長野県安曇野市明科七貴 6043 - 17）  
土地：7,520 m<sup>2</sup>（長野県安曇野市明科七貴 6043 - 17、他）

② 現況

工場及び駐車場

③ 損益に与える影響

固定資産の譲渡に伴い、2023年9月期の決算において、固定資産売却益 54,175 千円を特別利益として計上する見込みであります。

(3) 譲渡先の概要

譲渡先の意向により、開示を控えさせていただきます。

当社と譲渡先の間には資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

(4) 譲渡の日程	
取締役会決議日	2022年9月15日
契約締結日	2023年1月31日
物件引渡日	2023年4月3日

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	540,135	3,200	—	543,335	496,645	3,433	46,689
構築物	3,911	—	—	3,911	1,596	391	2,314
機械及び装置	310,295	20,553	—	330,848	281,736	13,454	49,111
車両 運搬具	2,360	—	—	2,360	2,360	—	0
工具、器具及 び備品	43,705	23,804	—	67,509	34,388	11,088	33,120
土地	124,671	—	—	124,671	35,601	—	89,069
有形固定資産計	1,025,078	47,557	—	1,072,635	852,330	28,367	220,305
無形固定資産							
ソフトウェア	20,937	2,310	—	23,247	15,564	7,129	7,683
無形固定資産計	20,937	2,310	—	23,247	15,564	7,129	7,683
長期前払費用	8,166	—	—	8,166	4,704	3,462	2,201

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額 150,458 千円を含んでおります。

2. 当期増加額の主な内容

- ・ 本社       フリーアドレス化工事       3,200 千円
- ・ 本社       ミリ波コントローラ       9,316 千円
- ・ 麻績工場   端末加工機       20,553 千円
- ・ 麻績工場   サーボプレス       3,160 千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第7回 無担保社債 (株式会社みずほ銀行保証付き及び適格機関投資家限定)	2017. 2. 20	18,500	11,500 (7,000)	0.29	無し	2024. 2. 20
第8回 無担保社債 (株式会社八十二銀行保証付きおよび適格機関投資家限定)	2017. 3. 28	5,000	—	0.16	無し	2022. 3. 28
第9回 無担保社債 (株式会社八十二銀行保証付きおよび適格機関投資家限定)	2018. 3. 28	15,000	5,000 (5,000)	0.18	無し	2023. 3. 28
第10回 無担保変動利付社債 (株式会社三井住友銀行保証付きおよび適格機関投資家限定)	2018. 9. 14	60,000	30,000 (30,000)	0.13	無し	2023. 9. 14
合計	—	98,500	46,500 (42,000)	—	—	—

(注) 1. ( ) 内書きは1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
42,000	4,500	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	70,000	70,000	1.00	—
合計	70,000	70,000	—	—

(注) 1. 平均利率は期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,581	1,500	—	1,581	1,500
賞与引当金	12,929	20,150	12,929	—	20,150
役員退職慰労 引当金	49,621	7,673	3,500	—	53,795

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	97
預金	
当座預金	180,593
普通預金	73,515
外貨建普通預金	17,709
小計	271,818
合計	271,915

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ホクシン	4,688
株式会社ユタカ	2,938
有限会社荻野電線	2,568
株式会社三誠	541
平河ビューテック株式会社	368
東海通信器材株式会社	321
東亜無線電機株式会社	249
日本コネクト工業株式会社	220
合計	11,897

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年10月	5,823
2022年11月	2,762
2022年12月	966
2023年1月	2,345
合計	11,897

ハ. 売掛金  
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
岡本無線電機株式会社	31,840
アンリツ株式会社	15,115
富士フィルムヘルスケア株式会社	10,088
富士通株式会社	7,231
Focus Microwaves	6,820
その他	88,531
合計	159,627

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
158,383	1,247,370	1,246,126	159,627	88.6	46

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ニ. 商品及び製品

区分	金額(千円)
商品 (電子部品)	21,324
製品 (電子部品)	11,603
合計	32,928

ホ. 仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛品 (電子部品)	15,993
合計	15,993

へ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料(電子部品)	119,311
貯蔵品(研究開発用)	6,918
貯蔵品(販促物)	60
貯蔵品(雑品)	28
小計	7,008
合計	126,319

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
有限会社グローバルネットワークス	4,411
アーク株式会社	4,308
タキテック株式会社	3,300
常木鍍金工業株式会社	1,729
エアロクラートジャパン株式会社	1,567
その他	16,211
合計	31,528

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注. 1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
株主名簿管理人	株式会社SMBC信託銀行 証券代行部
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
取次所	株式会社SMBC信託銀行 証券代行部
買取手数料	無料
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告としております。</p> <p>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。</p> <p>当社の公告掲載URLは次のとおりです。</p> <p><a href="https://www.waka.co.jp/">https://www.waka.co.jp/</a></p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条1項に規定する振替株式になることから、該当事項はなくなる予定です。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 第三部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はございません。

### 第2 【第三者割当等の概況】

- 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】  
該当事項はございません。
- 2 【取得者の概況】  
該当事項はございません。
- 3 【取得者の株式等の移動状況】  
該当事項はございません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
若林佳之助 (注) 1.2	東京都世田谷区	920,000	100.00
計	—	920,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社ワカ製作所  
取締役会 御中

双研日栄監査法人  
東京都中央区

指定社員  
業務執行社員  
指定社員  
業務執行社員

公認会計士  
公認会計士

利田 俊祐  
淡路 洋平

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワカ製作所の2021年10月1日から2022年9月30日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワカ製作所の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2021年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。